学生 教職員 各位

危機管理室長

令和3年6月1日以降の新型コロナウイルス感染症予防のための 本学の対応(活動基準)について

令和3年5月16日から適用されている北海道地域の緊急事態宣言について、宣言の 延長が決定されました。

このことに伴う、6月1日以降の本学の<u>新型コロナウイルス感染症対応活動基準</u>に変更はありませんが、引き続き新型コロナウイルス感染症の再拡大を抑えるために、本学が定める<u>感染症対策</u>及び健康管理の徹底を遵守し、<u>不要不急の移動を厳に控える</u>ようにしてください。

また、今後も新たな情報を適宜お知らせしますので、本学ホームページ、メール及びポータルサイト等を注視してください。

参考:

- 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報 (道庁のホームページ) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm
- O 新型コロナウイルス感染者発生時の対応マニュアル(本学のホームページ) https://www.obihiro.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/corona_manual201211.pdf